

放射線安全管理委員会運営規則

平成27年4月1日

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所放射線安全管理委員会運営規則

(目 的)

第1条 放射線障害予防規定、放射線障害予防規定運用細則の適正で効率的運用を図るため予防規定第8条に定める放射線安全管理委員会を設ける。

(組 織)

第2条 委員は、予防規定第8条に基づく国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所副所長、放射線施設責任者、放射線取扱主任者、放射線取扱主任代理者、安全管理責任者、施設管理責任者、健康管理医、管理区域担当者、その他国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所長が指名するものをもって構成する。

(委員長)

第3条 委員長は、副所長をもってあて必要に応じて会議を召集する。

1 委員長は、委員会の調査審議の結果をとりまとめ所長に報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第4条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて説明または意見を求めることができる。

(審議事項)

第5条 放射線安全管理委員会は、次の各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 管理区域立ち入りに関する注意事項等、放射線障害の発生を防止するために必要とする規定の作成及び改廃に関すること。
- (2) 予防規定の改正に関する事項
- (3) 放射線障害の発生防止に関する必要な事項

(記 録)

第6条 委員会の記録等については、放射線施設責任者が保管する。

(運 営)

第7条 委員会の運営に関し必要な事項は委員長がこれを定める。

(附 則)

この規則は平成22年4月1日から施行する。

この規則は平成27年4月1日に改訂する。